

# 新型コロナウイルス感染症発生時対応マニュアル

坂出第一高等学校

令和2年8月

## 新型コロナウイルス感染症対応にあたって

- 生徒に対して、感染者・濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動がないように、人権に配慮し、指導する。
- 校長は、教職員が陽性者又は濃厚接触者になったことをもって、不利益な取扱いや差別をしない。
- 個人情報取り扱いに留意する。
- 感染症拡大防止対策本部の設置について  
本校の生徒または教職員が感染者と判明した場合、校長を本部長とする「感染症防止対策本部」を設置する。
- 報道対応について
  - ・ マスコミからの取材に対しては、副校長（教頭）が対応する。
  - ・ 本校の生徒や教職員の間でクラスターが発生する等の重大事態が生じた場合は、できるだけ早く校長が記者会見を行うとともに、生徒や保護者に説明する。

## 1 生徒が感染者と判明した場合

### 【情報収集】

- 保護者に以下のことについて情報提供をお願いする。
  - ・ 身体症状（いつから、どのような状態か）
  - ・ 入院の有無
  - ・ 同居する家族の健康状況（異常があれば）
  - ・ 保健所の指示
  - ・ 過去2週間の行動歴 等
- 関わりがある生徒・教職員を中心に健康観察を強化し、学校全体の健康状態について把握を行う。

### 【対応】

- 感染した生徒を2週間程度の出席停止とする。
- 校長は、速やかに学校医等の指導助言を受ける。
- 校長は、**香川県総務学事課(担当:川井 秀哉 参事 TEL 087-832-3058)**に感染者についての情報を報告する。
  - ・ 学年、組、氏名
  - ・ 同居する家族の健康状況（異常があれば）
  - ・ 症状と経過状況
  - ・ 過去2週間の行動履歴
  - ・ 登下校の交通手段
  - ・ 保健所の指示（入院先・消毒方法等）
  - ・ クラス・学年・学校の健康観察結果 等

- 臨時休業等について、保護者に周知をする準備を行う。
- 保健所の感染経路等の調査に協力する。

#### 【発生確認後の消毒等】

- 使用した教室等の窓を全開にするなどして、換気を行う。
- 保健所の指示の下、感染者が所属している教室、トイレ等、感染者が使用している机・椅子、共用物品等を消毒する。

## 2 教職員が感染者と判明した場合

#### 【本人】

- 教職員は、自身が新型コロナウイルス感染症の感染者と判明した場合は、速やかに校長へ電話等により報告すること。身体症状(いつから、どのような状態か)についても報告する。
- 発熱や風邪症状などの症状が出た日の2週間前からの行動歴や体調の変化についてまとめておく。

#### 【対応】

- 関わりがある生徒・教職員の体調を確認する。
- 校長は、速やかに学校医等の指導助言を受ける。
- 校長は、**香川県総務学事課(担当:川井 秀哉 参事 TEL 087-832-3058)**にその旨を報告する。
- 授業を中止し、生徒が下校できるよう、準備を行う。
- 臨時休業等について、保護者に周知をする準備を行う。
- 保健所の感染経路等の調査に協力する。
- 学校を休まざるを得ない場合は、「特別休暇」扱いとする。

#### 【発生確認後の消毒等】

- 職員室等の窓を全開にするなどして、換気を行う。
- 関わりがある生徒・教職員を中心に体調を確認する。
- 保健所の指示の下、感染者が所属している職員室、トイレ等、感染者が使用しているパソコンや机・椅子、共用物品・機器等(電話・共用パソコン・プリンター・コピー機等)を消毒する。

## 3 生徒が濃厚接触者に特定された場合

- PCR検査の結果が陽性であれば、1の対応を参照する。陰性であっても、保健所等が指定した期間は自宅待機し、その間は出席停止とする。

#### 【情報収集】

- 保護者に以下のことについて情報提供をお願いする。
  - ・ 身体症状(いつから、どのような状態か)
  - ・ PCR検査実施の有無
  - ・ 同居する家族の健康状況(異常があれば)等

#### 【対応】

- 他の生徒や教職員の健康観察を強化し、把握を行う。
- 校長は、速やかに学校医等の指導助言を受ける。
- 校長は、**香川県総務学事課(担当:川井 秀哉 参事 TEL 087-832-3058)**に濃厚接触者についての情報を報告する。

- ・ 学年、組、氏名
- ・ 同居する家族の健康状況(異常があれば)
- ・ 症状と経過状況
- ・ 過去2週間の行動歴
- ・ 登下校の交通手段
- ・ 保健所の指示
- ・ クラス、学年、学校の健康観察結果等

## 4 教職員が濃厚接触者に特定された場合

### 【本人】

- 教職員は、出勤を控え、速やかに校長へ電話等により報告する。身体症状(いつから、どのような状態か)についても報告する。
- 不要不急の外出は控え、自宅待機とする。
- PCR検査の結果が陽性であれば、**2**の対応を参照する。陰性であっても、保健所等が指定した期間は自宅待機とする。

### 【対応】

- 校長は、速やかに学校医等の指導助言を受ける。
- 校長は、教職員が濃厚接触者に特定された場合は、**香川県総務学事課(担当:川井秀哉 参事 TEL 087-832-3058)**にその旨を報告する。
- 濃厚接触者に特定された教職員に関わった生徒や他の教職員の健康観察を徹底する。
- 学校を休まざるを得ない場合は、「特別休暇」扱いとする。

## 5 生徒・教職員の関係者が感染者・濃厚接触者と判明した場合

### 【生徒】

- 本人が濃厚接触者に特定されているか確認する。
- 本人の身体症状(いつから、どのような状態か)や行動歴等について確認する。
- 濃厚接触者と特定されていない場合で、
  - ・ 健康状態が良好であれば、出席は可とする。(保護者が自宅待機を希望した場合は、出席停止)。
  - ・ その後、発熱又は呼吸器症状等があれば出席停止とし、**香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター TEL 0570-087-550 (24時間対応)**に相談するよう勧める。相談の結果、PCR検査をすることになった場合は、学校へ報告するよう依頼する。

### 【教職員】

- 教職員は、同居する家族等の関係者が濃厚接触者に特定された場合は、速やかに校長へ報告し、指示を受ける。
- 自身の健康状態を校長へ電話等により報告する。
- 学校を休まざるを得ない場合は、「特別休暇」扱いとする。

### 【対応】

- 校長は、該当する生徒・教職員が保健所から濃厚接触者に特定されていないか確認する。
- 校長は、該当する生徒・教職員の健康状態を把握する。

- 3日～10日程度様子を見た後、該当する生徒・教職員の健康状態が良好であれば、出席・出勤を許可する。

## 6 臨時休業について

生徒あるいは教職員が感染者と判明した場合、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部または一部を休業とする。

また、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合も同様の措置をとる。